

那覇市公報

第 1 6 5 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について（総務課）
..... 1394
- 那覇市国際親善名誉市民の顕彰について（秘書広報課） 1408

◇ 公 告 ◇

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）
..... 1408
- 都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課） 1409
- 那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について（管財課） 1410
- 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格審査申請受付について（管財課） 1411

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 選挙人名簿の縦覧場所について 1413
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について 1414

◇ 農業委員会告示 ◇

- 那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示 1414

告 示

那覇市告示第 326 号

平成 27 年 10 月 26 日

掲 示 済

個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年8月5日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	子育て応援課 電話内2565			
個人情報管理責任者	子育て応援課長					
業 務 の 名 称	こども医療費助成事業					
業 務 の 目 的	こどもの医療費の一部を助成することによりその保健の向上を図り、もってこどもの健やかな育成に寄与することを目的とする。					
個人情報の対象者	義務教育終了までのこどもとその保護者					
業務の開始年月日	☒ 継 続 / ☐ 新 規 (平成 6 年 4 月 / 日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ そ の 他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ そ の 他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☒ 保険情報 ☒ 口座情報 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定期(月 ~ 月) / ☒ 随時					
個人情報の告知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考	業務開始時に届出をすべきだったが、手続不要と誤認していたため。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



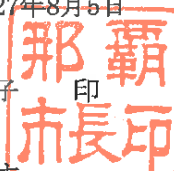
第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年8月5日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	子育て応援課 電話内2565			
個人情報管理責任者	子育て応援課長					
業 務 の 名 称	母子及び父子家庭等医療費助成事業					
業 務 の 目 的	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安全と自立を支援し、もって母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。					
個人情報の対象者	母子及び父子家庭等の18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童とその保護者					
業務の開始年月日	☒ 継 続 / ☐ 新 規 (平成27年4月 / 日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ そ の 他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☒ 障害程度 ☐ そ の 他	☒ 保険情報 ☒ 口座情報 ☐ そ の 他
個人情報の収集方法		☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		☒ 定期(7月～8 月) / ☒ 随時				
個人情報の告知方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 申請等 ☐ その他				
個人情報の記録形態		☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他				
備 考		業務開始時に届出をするべきであったが、手続不要と誤認していたため。				



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成27年8月6日

那覇市長 様

実施機関 那覇市消防局

消防局長 徳元 律夫 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号			届出担当課	中央消防署 電話：867-9915		
個人情報管理責任者	中央消防署長					
業 務 の 名 称	火事・救急等の災害時に人の生命、身体又は財産の保護のため、本人の同意を得ることが困難であるときの個人情報の利用並びに提供、又は、火災予防に係る個人情報の収集。					
業 務 の 目 的	各種災害に係る人命尊重。消防法令の遵守状況又は違法性の有無を有する権原者の確認及び、災害時の調査資料作成、火災予防に関する一定事項確認を目的とする					
個人情報の対象者	消防対象物（個人の住居も含む）について関係のある者。 災害被災者及び救急利用者					
業務の開始年月日	■ 継 続 / □ 新 規 (S47年 5月 4日) 以前					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	■氏 名 ■住 所 ■性 別 ■生年月日 ■国 籍 ■本 籍 ■統 柄 ■親族関係 ■婚姻離婚 □その他	□思 想 □宗 教 □支持政党 □主義主張 ■趣味嗜好 □犯 歴 等 □ □ □その他	■職 業 ■地 位 ■学 歴 ■資 格 ■団体加入 □賞 罰 □学業成績 □勤務成績 □ □その他	■収 入 ■資産状況 □公租公課 ■経済取引 □公的扶助 □ □ □ □ □その他	■健康状態 □容 姿 ■病 歴 ■障害程度 □ □ □ □ □その他	□ □ □ □ □ □ □ □ □
個人情報の収集方法	■本人 / ■本人以外(法令・公知性・ <u>緊急性</u> ・審議会)					
個人情報の収集時期	□定期(月～ 月) / ■随時					
個人情報の告知方法	■文書 ■口頭 ■告示 ■申請等 □その他					
個人情報の記録形態	■文書 ■図画 □マイクロフィルム ■電磁媒体 □その他					
備 考	業務開始又は条例施行時に届出るべき届出書不要と誤認していた					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

H 2 7 年 8 月 6 日

那霸市長 様

那霸市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課		098-951-3246 内：2353		
個人情報管理責任者		都市計画部 都市計画課長 比嘉 和則				
業 務 の 名 称		なはモビリティウィーク&カーフリーデー運營業務委託				
業 務 の 目 的		カーフリー宣言者を特定し、宣言者にカーフリー宣言の効果や公共交通等の情報を提供するため				
個人情報の対象者		カーフリー宣言者				
業務の開始年月日		■ 継 続 / □ 新 規 (H 2 3 年 9 月 1 日)				
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ そ の 他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ そ の 他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法		■本人 / □本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		■定期(9月～ 10月) / □随時				
個人情報の告知方法		□文書 □口頭 □告示 □申請等 □その他				
個人情報の記録形態		■文書 □図画 □マイクロフィルム ■電磁媒体 □その他				
備 考		H22年度に届出をしていたことから、次年度以降も届出の効力が継続しているものと認識していたため				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年 8 月 6 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	クリーン推進課 電話 098-889-3567			
個人情報管理責任者	クリーン推進課長					
業 務 の 名 称	アシスト収集					
業 務 の 目 的	高齢者、障がい者等でごみ出しが困難な方に対する玄関先等でのごみ収集					
個人情報の対象者	アシスト収集を実施している者					
業務の開始年月日	☒ 継 続 / ☐ 新 規 (平成21年12月25日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名	☐ 思 想	☐ 職 業	☐ 収 入	☒ 健康状態	☐
	☒ 住 所	☐ 宗 教	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 容 姿	☐
	☒ 性 別	☐ 支持政党	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☒ 病 歴	☐
	☒ 生年月日	☐ 主義主張	☐ 資 格	☐ 経済取引	☒ 障害程度	☐
	☐ 国 籍	☐ 趣味嗜好	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	☐	☐
	☐ 本 籍	☐ 犯 歴 等	☐ 賞 罰	☐	☐	☐
	☐ 続 柄	☐	☐ 学業成績	☐	☐	☐
	☒ 親族関係	☐	☐ 勤務成績	☐	☐	☐
	☐ 婚姻離婚	☐	☐	☐	☐	☐
☐ その他	☐ その他	☐ その他	☐ その他	☐ その他	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) / ☒ 随時					
個人情報の告知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☐ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考	業務開始時に届出をするべきであったが、手続きが不要だと誤認していたため。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年8月10日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます

届 出 番 号			届出担当課	道路管理課 電話 951-3237		
個人情報管理責任者	道路管理課長					
業 務 の 名 称	道路の不法占用及び禁止行為の取締りに関すること					
業 務 の 目 的	道路の不法占用及び禁止行為の取締りを行うため					
個人情報の対象者	道路を不法占用した者、及び道路にて禁止行為をした者					
業務の開始年月日	☒ 継 続(平成19年2月27日) / ☐ 新 規(平成 年 月 日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名	☐ 思 想	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 健康状態	☐
	☒ 住 所	☐ 宗 教	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 容 姿	☐
	☐ 性 別	☐ 支持政党	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 病 歴	☐
	☒ 生年月日	☐ 主義主張	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ 障害程度	☐
	☐ 国 籍	☐ 趣味嗜好	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	☐	☐
	☒ 本 籍	☐ 犯 歴 等	☐ 賞 罰	☐	☐	☐
	☒ 続 柄	☐	☐ 学業成績	☐	☐	☐
	☒ 親族関係	☐	☐ 勤務成績	☐	☐	☐
	☒ 婚姻離婚	☐	☐	☐	☐	☐
☒ その 他	☐ その 他	☐ その 他	☐ その 他	☐ その 他	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☒ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) / ☒ 随時					
個人情報の告知方法	☒ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☐ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考	業務の開始年月日は記録の残る範囲で確認した日付です。 手続不要と認識していた。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年年8月14日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。



届 出 番 号		届出担当課	花とみどり課 電話2306			
個人情報管理責任者	花とみどり課長					
業 務 の 名 称	物件及び土地購入にかかる業務					
業 務 の 目 的	契約相手方の確認のため。					
個人情報の対象者	物件及び土地購入の契約者					
業務の開始年月日	☒ 継 続 / ☐ 新 規 (H14年4月1日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 (電話番号)	思想・信条 ☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ ☐ ☐ その他	社会的活動 ☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ その他	経済的活動 ☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☒ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	そ の 他 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) / ☒ 随時					
個人情報の告知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☐ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考	業務開始時に届出をするべきであったが、届出がされていないため。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年8月14日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。



届 出 番 号		届出担当課	花とみどり課 電話2306			
個人情報管理責任者	花とみどり課長					
業 務 の 名 称	緑化推進にかかる事業					
業 務 の 目 的	草花苗等の配布のため。					
個人情報の対象者	草花苗等の配布申請者					
業務の開始年月日	☒ 継 続 / ☐ 新 規 (H14年4月1日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (電 話 番 号)	思想・信条 ☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ ☐ その他	社会的活動 ☐ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ その他	経済的活動 ☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	そ の 他 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	個人情報の収集方法 ☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期		☐ 定期(月～ 月) / ☒ 随時				
個人情報の告知方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他				
個人情報の記録形態		☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☐ 電磁媒体 ☐ その他				
備 考		業務開始時に届出をするべきであったが、届出がされていないため。				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成27年8月18日

那覇市長 様

消防局長 徳元 律夫 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課		警防課 電話867-0911		
個人情報管理責任者		那覇市消防局 警防課長				
業務の名称		那覇市消防団員入団等に関する業務				
業務の目的		。那覇市消防団へ加入する際の申込書等の管理 那覇市消防団員と連携して消防活動にあたる。				
個人情報の対象者		届出者				
業務の開始年月日		☒ 継続 / ☐ 新規(昭和56年5月16日)				
	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心身	その他
個人情報の内容	☒ 氏名	☐ 思想	☒ 職業	☒ 収入	☒ 健康状態	☐
	☒ 住所	☐ 宗教	☐ 地位	☐ 資産状況	☐ 容姿	☐
	☒ 性別	☐ 支持政党	☒ 学歴	☐ 公租公課	☒ 病歴	☐
	☒ 生年月日	☐ 主義主張	☐ 資格	☐ 経済取引	☐ 障害程度	☐
	☐ 国籍	☐ 趣味嗜好	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	☐	☐
	☒ 本籍	☐ 趣味嗜好	☒ 賞罰	☐	☐	☐
	☒ 続柄	☐ 犯歴等	☐ 学業成績	☐	☐	☐
	☒ 親族関係	☐	☐ 勤務成績	☐	☐	☐
	☐ 婚姻離婚	☐	☐	☐	☐	☐
	☐ その他	☐ その他	☐ その他	☐ その他	☐ その他	☐
個人情報の収集方法		☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公益性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		☐ 定期(月～ 月) / ☒ 随時				
個人情報の告知方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他				
個人情報の記録形態		☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☐ 電磁媒体 ☐ その他				
備考		業務開始時に届出をするべきであったが、手続きが不要だと誤認していたため。				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年8月19日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。



届 出 番 号			届出担当課	福祉部 保護第一課	電話 861-5193	
個人情報管理責任者	保護第一課長					
業 務 の 名 称	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関する業務					
業 務 の 目 的	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給を行う					
個人情報の対象者	中国残留邦人等及び特定配偶者					
業務の開始年月日	☒ 継 続 / ☐ 新 規 (H20年 4 月 1 日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 (住民票番号)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☒ 犯 歴 等 ☐ ☐ ☐ ☒ その他 (性格)	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☒ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ 親族許内 国籍変更通知 ☒ その他 (海外渡航状況)	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ その他 (企業年金収入)	☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ その他 (通院状況)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☒ 本人以外 (法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定期(月 ~ 月) / ☒ 随時					
個人情報の告知方法	☒ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考	業務開始時に届出をするべきであったが、手続きが不要だと誤認していたため					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

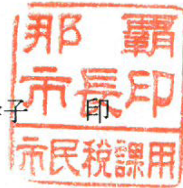
第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年8月11日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子 印



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	3 4	届出担当課	市民税課 電話内2165
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成27年4月1日
業 務 の 名 称	軽自動車税課税業務		
廃止又は変更の理由	市民税課との統合（組織改正）		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	税制課	市民税課	
備 考			



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年8月14日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	地籍調査課 内2381
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成27年4月1日
業 務 の 名 称	住居表示調査・実施等業務		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	業務担当課が、地籍調査課へ移管されたため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	届出担当課 建設部 街路課	届出担当課 都市計画部 地籍調査課	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年8月31日

那覇市長 様

実施機関 那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦 印



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号				届出担当課	中央公民館 電話917-3442
届 出 の 区 分	■ 廃止 □ 変更	業務の廃止・ 変 更 年 月 日	平成17年 1月 7日		
業 務 の 名 称	公民館運営審議会に関する業務				
廃止又は変更の 理 由	構成委員が社会教育委員(生涯学習課)と重複しているため、社会教育委員の会へ審議を集約したため				
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後		
備 考	平成16年度に「社会教育委員に関すること」(269)(生涯学習課)に集約したため				

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。

那覇市告示第 341 号
平成 27 年 11 月 4 日
掲 示 済

那覇市国際親善名誉市民の顕彰について

那覇市名誉市民条例第 8 条に基づき、次の者を那覇市国際親善名誉市民として顕彰したので、ここに同条例 4 条の規定により公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

登録番号 13 号

氏 名	カーク・コールドウェル
生 年 月 日	1952 年 9 月 4 日
現 住 所	アメリカ合衆国 ハワイ州 ホノルル市
事 績	ホノルル市長として那覇、ホノルル両市の友好親善促進に尽力した。

公 告

那覇市公告第 422 号
平成 27 年 10 月 30 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成27年10月30日～平成30年3月31日

那覇市公告第 428 号
平成 27 年 11 月 4 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路
都市計画の名称：9・7・1号 沖縄都市モノレール

都市計画の種類：那覇広域都市計画都市高速鉄道
都市計画の名称：1号 沖縄都市モノレール

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所9階）

那覇市公告第 447 号

平成 27 年 11 月 16 日

那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について

平成 28 年度および平成 29 年度において、那覇市が行う物品購入等入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

① 申請条件

次の各項目に該当する者は、申請ができません。

- 1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する次のいずれかに該当すると認められる者
 - （1）契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （6）前各号のいずれかに該当する事実があった後、本市の入札に参加させない期間が経過していない者。また平成 28・29 年度中に入札に参加させない期間が経過しない者
- 3 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあって、それらの資格等を有していない者
- 4 平成 28 年 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでいない者
- 5 市町村税及び消費税を滞納している者
- 6 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当する者
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下にある者
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

※ 今年度より、官公需適格組合からも申請できます。

② 申請書類（本市様式）の配布

- （1） 配布期間 平成 27 年 11 月 24 日（火）～12 月 4 日（金）
- （2） 配布時間 平日 9 時～16 時（12 時～13 時を除く）
- （3） 配布場所 総務部管財課（本庁舎 5 階）

※申請書類及び申請要領は市ホームページからもダウンロード可。

③ 申請書類（本市様式）の受付

- （1） 受付期間 平成 27 年 12 月 7 日（月）～平成 28 年 1 月 8 日（金）
（当日消印有効）
（今年度より、郵送申請のみの受付となりますのでご注意ください）
- （2） 送付先 〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所総務部管財課 物品・車両グループ あて
- （3） 問い合わせ先 電話番号 管財課直通 098-862-9904

那覇市公告第 448 号

平成 27 年 11 月 16 日

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格審査
申請受付について

平成 28 年度的那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加
資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格者要件

- （1） 営業実績が 2 年以上あること。
- （2） 那覇市の市税を完納していること。
- （3） 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のい
ずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の
要件是那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札におけ
る営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- （4） 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- （5） 賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。

- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 正規従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあたつては警備員数）が5名以上であること。
- (10) 警備業務にあつては、警備業法第4条に定める公安委員会認定業者であること。
- (11) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に定める県知事登録業者であること。
- (12) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (13) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (15) その他市長が必要と認める条件
※組合での申請については、(1)及び(9)の要件に代えて、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けていることを要件とする。

2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 平成27年11月24日（火）～12月4日（金）
- (2) 配布時間 平日9時～16時（12時～13時を除く）
- (3) 配布場所 総務部管財課（那覇市役所本庁舎5階）
※申請書類及び申請要領は市ホームページからもダウンロード可。

3 申請書類（本市様式）の受付

- (1) 受付期間 平成27年12月7日（月）～平成28年1月8日（金）
(当日消印有効)
(今年度より、郵送申請のみの受付となりますのでご注意ください)
- (2) 送付先 〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎1-1-1
那覇市役所総務部管財課 物品・車両グループ あて
- (3) 問い合わせ先 管財課直通電話番号 098-862-9904

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第9号

平 成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 27 年 12 月 3 日から同年 12 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 10 号

平 成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 2 項の規定により、平成 27 年 12 月 3 日から同年 12 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 1 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

農業委員会告示

那覇市農業委員会告示第 1 号

平 成 2 7 年 1 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市農業委員会会長 嘉 数 誠

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

那覇市個人情報保護条例施行規程(平成25年農業委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の補助執行) 第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規程に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、委員長の指揮監督を受けるものとする。 (1) <u>条例第12条第1項の規定による開示請求、条例第13条の規定による訂正請求、条例第14条の規定による削除請求及び条例第15条の規定による中止請求の受付及び受理に関すること。</u> (2) 条例第20条の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。	(事務の補助執行) 第3条 [略] (1) <u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること。</u> (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正部分に改める。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

